

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正										
現行				改正				改正理由		
目次 (略)				目	次 (略)					
本則			本則							
第1章 総則			第1章 総則							
(給与の種類、計算期間及び支給日)				(給与の種類、計算期間及び支給日)						
第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲				第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲						
げるとおりとする。			げるとおりとする。							
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	-		給与の種類	給与の計算期間	給与支給日			
(略)	(略)	(略)	_		(略)	(略)	(略)			
特殊勤務手当	(略)	(略)			特殊勤務手当	(略)	(略)		派遣調整手当	
特別委員手当					特別委員手当				を新設する改	
(新設)					派遣調整手当				正	
(略)					(略)					
(略)	(略)	(略)						_		
					(略)	(略)	(略)			
2 (略)			2 (略)							
第4章 諸手当			第4章 諸手当							
(特殊勤務手当)			(特殊勤務手当)							
第30条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。			第30条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。							
(1)~(8) (略)				(1)~(8) (略)						
(新設)				(9) 派遣調整手当						
<u>(9)</u> (略)				<u>(10)</u> (略)						

2~5 (略)

2~5 (略)

(新設)	6 派遣調整手当は、本学における「未来志向の新たなる働き方改 革の実現 ~2 拠点型生活モデルの構築~」に向け、地方自治 体等の関係機関へ派遣される職員に対し支給する。派遣調整手 当の支給について必要な事項は、別に定める。	
<u>6</u> (略)	7 (略)	
7 (略)	8 (略)	

附 則 (令和3年10月1日経規程37号) この規程は、令和3年10月1日から施行する。